

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(3.4GHz帯放送事業用無線局の使用期限)

3.4GHz帯放送事業用無線局の使用期限を定める変更

諮問の概要

3.4GHz帯の周波数を使用する放送事業用無線局については、平成23年の周波数再編アクションプランから周波数移行することを示し、4G※の需要動向を踏まえ、最終の周波数使用期限を検討してきた。平成28年11月の周波数再編アクションプランでは、移動通信トラヒックの増大に伴い「平成34年11月30日までに周波数移行することとし、4G等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から終了促進措置の活用等を含めた検討を推進する。」と示している。

※4G: 第4世代移動通信システム。高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsの速度を実現するシステム

今般、この移行を円滑に進めるため、移行の対象となる放送事業用無線局の再免許が行われる平成29年12月1日に先立ち、周波数割当計画の一部を変更して放送事業用無線局の周波数の使用期限を定めるものである。

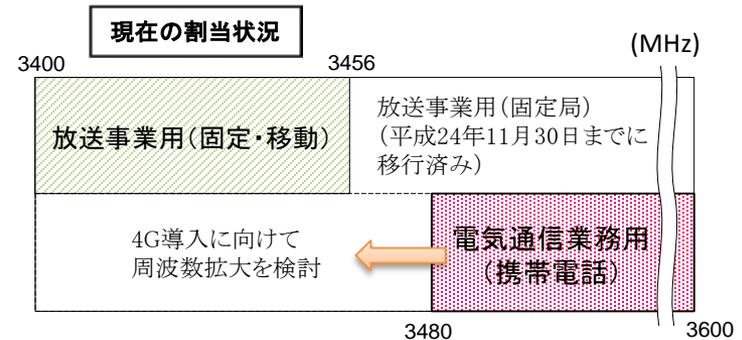
平成28年11月周波数再編アクションプランから抜粋

移動通信システム(4G等)

【3.4/4GHz帯】

(3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び監視・制御回線の移行等)

ア 3.4～3.48GHzの既存無線局の移行に関して、(i) 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線についてはMバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)に、(ii) 3.4GHz帯音声FPUについてはBバンド(5850～5925MHz)又はDバンド(6870～7125MHz)に平成34年11月30日までに周波数移行することとし、4G等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から終了促進措置の活用等を含めた検討を推進する。



変更の概要

3400MHzから3456MHzまでの周波数割当表のうち、周波数の使用に関する条件の欄に、「放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。」旨の文言を追加する。

変更のイメージ

国内分配(MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
3400-3456 J157	固定 移動(航空移動を除く。)	<u>放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。</u>
	固定衛星(宇宙から地球)	